

The
EDUCATOR



POCKET NOTE BOOK

No. 731

憲法

第一章 立法部 (議會)

第二章 行政部 (大總統)

1 任期 2 大總統 選舉人 資格

3 選舉人 資格

4 各州 河川 選舉人

5 大總統 資格

6 大總統 資格

7 大總統 資格

8 大總統 資格

第三章 司法部 (大審院)

1 權限

2 判事 在職期間

3 俸給

第四章 洲權 戶用規定

第五章 修正 國法

第六三章、一 國家の具儀に

國の規程

2 憲法條約と國家の法

津の具儀の法と國の法

上下兩院議員の辭職の法

第七三章

憲法批評の整理

ヒルオフライト

1 國家の制限禁止案

言論刊行の自由、宗教の自由

2 洲の常備軍の削減の案

3 平和の案、裁量権の案

兵隊の自由、官制の案

4 ワシントン十ヶ條の案

案の整理

Trial by Jury

5 刑事の裁判の現行法、場合

又は大陪審の官制の案

評せらるる場合の外、自白

に不利の證を求め得る

正當なる法律上の手續を

個人に与へる自由又は財産を

奪はざる案

6 東洋の裁判の陪審の要件

7 民事上のケースは裁判に
得

8 亦、や、金、ハ、早、ン、キ、マ、ワ

ノ、過、意、ノ、モ、テ、カ、セ、ル

9 政令は人民の権利に干渉

コトを得ず

10 洲の權利他洲のモノヲ

奪はらざらん

十條

一洲の住民は他々米國の
一州を所せざる事與つて
外々市民又臣民も米
國の一州を所せざるを得

十一條

大統領及副大統領の
選擧は其の法を定

十二條

奴隷の解放

十三條

米國市民權の決定

十四條

白人と黑人は法律上平
等なる米國の市民
たるべし

十五條

所得税の決定

十六條

上院議員を直接に
選擧せしむるべし

十七條

禁酒法の制定

十八條

婦人選擧權

十九條

大統領及副大統領
の就任の事期變更

二十條

禁酒法のハインキ

二十一條

二期次上大統領に
与ふ

大統領は二百五十万票以上
必要とし不足の場合下院
が定め

副大統領は上院が定む
大統領の選擧は十月の
初めの月曜日を以て八月
十日より選擧せしむる事
の法律は十月の
初めより八月

オレゴン州 上院議員
カイコードン
ウエニエルモース

サハクン
下院議員

ウオノルタイノブゾフド

ハリス エルスウオリス
ホーマーグレイエンセル

① 上院の委員會
下院

1 田良共業及山林

2 歳出豫算

3 軍事

4 銀行及通貨

5 行政事務

6 行政事務 5

7 行政事務 5
財政

8 財政

9 外交

10 洲及外國の通商

11 司法

12 労働

13 官有他

14 土木

15 統治及施政

A 玉筋調査

B 少商業法問題研究

C 上院議事堂及屋根

天井窓の修繕

② 下院議員年會會

6 薪金の労働

7 行政事務 非常費

8 外國關係事項

9 京屋管理

司法

10 洲及外國通商

11 商船及口海産

12 郵便局及行政事務

13 官有地

14 土木

15 法租

16 反米運動調査

17 軍人関係

18 歳入調査

19 特別委員会

A 下院議事堂屋根

及天井窓修繕

B 成及バルブの上下調査

司法部

1 大審院

判事の人

10 控訴院

100 地方裁判所

1 官のや 又 裁判所

特別裁判所

カカノ親
上告裁判所

要求

選挙裁判
税金関係裁判

地方裁判所
オレハハル
カニラズンレスコ

オレゴン

我輩オレゴン州人にして、
と樹立し秩序を維持し、
自由を恒久に保全せん
が爲に此の憲法を制定せん

オレゴン憲法

1 人権律 一八五九年二月十四日施行

2 選挙権及選挙

3 権能の分布

4 立法部門 州議會

5 6 執行部門 州務長官 郡務

行政部門 知事

7 司法部門 裁判所

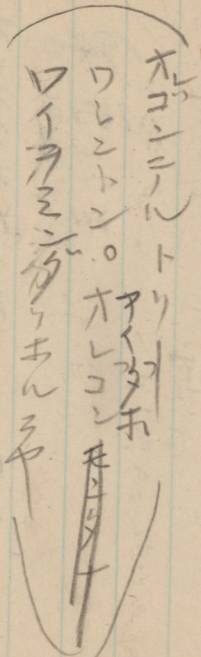
8 教育及土地局 係官有地

9 賦務

10 州兵務

州軍人 年當資金及州公債
油流抽出に積着利息支拂

- 18 女界戦従軍々々年當資金
- 17 州電力資源開発
- 16 州印刷史
- 15 州公吏俸給
- 14 州の首府
- 13 州の首府
- 12 州の首府
- 11 修正憲法
- 10 憲法採擇及拒否



アストリアニ皮の取付

アストリアニ皮の取付
アストリアニ皮の取付
アストリアニ皮の取付

アストリアニ皮の取付
アストリアニ皮の取付
アストリアニ皮の取付

1940 才 東西
1510 2 380 哩
8 ン 南北
カ 州 280
ニ 市 核
リ 97000
時 15
分 5
5000人

第一フレシゴシト自今而メテ来タ人

「千七百九十五年」ニコロシヤヤ^{能ニ}メンケ

「キヤビテネロバール」グレカ来リ

コロシヤト年ズ

第三大統領シヤフンシ⁴⁵時180

ルイエクリ⁸⁰⁵は陸境のタニケン

ニ事^ニ

山ヤコリストレンジ

キヤステレドレニシ

ブルマウンテン

ワロワマウンテン

コロシヤ

ウイラマツト

スネーキ

高山 マウンツフト

マウンツヤフン

オラゴン 3544オラ
714万登

産業

ローバー

莫業

◎オレゴン 立法部 四人議會

上院 三千人 下院 六千人

議會は二年に開くキエウ年

一月の第二の月開ありやあり

同議會は三方の人の間にあり

同議會はハ邦の第一院に

ナシの割

議員の資格 六ヶ日

政 第一區 十郡

政 第二區 十八郡

政 第三區 マルトマカウニテ

政 第四區 七郡

オレゴンニテ

上院 四年 下院 二年

上

行政部

知事、州務長官、財務長官

知事は欠員のため未だ付年
任命中

知事パタソン

州務長官 エンブリ

財務長官 エナニター

マルトノマ郡ニハジスリクトコートアリ

知事裁判ス

行政部

カシマ 郡書記
カウチ 郡 4ヤツ
コミナ 郡 4
アセサー 評便官
スヤヤ 則 官
コ早 検死官

警察官

タフキスコレクター

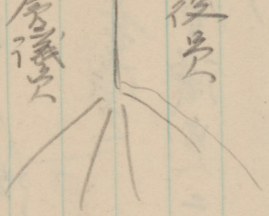
會計

市ノ法律 4ヤタート云フ

市役員

市長

市議



オトロランド 立法、行政ヲ行フ

2 市民

市長 / 法律ヲ作り

市會議員

四人の市會議員ニヨリ行政ヲ行フ

立法ヲテオナストイ、
憲法ヲヤタート云フ

市民 / 議員 / 市長 / 市會議員

市會議員人、コミンヨター

ウィリアム、エーホー

ネーソン、ブリーデー

オマン、ロンドン

スタントン、アール

US ジム、トリック、コート判事

セーラス、アール、ヤー、ファイ

クローリー

ガス

マカロー

ソロモン

アメリカが発見者 コロンバス 1492

ポルグリム

1620

アメリカが獨立の元因 代表ナリニテ高
い税金を取らねば

全米會議 第一

1773

第二

1775

フイデニ
フイニ

聯邦憲章 制定 1776

十三コロニア 七州と稱す

獨立宣言

1776

7/4

獨立宣言

總ての人は同様に創造され
比ふことなく生涯の自由幸福
の享有に於て天賦の権利と格
等なり

獨逸戦争

1775
1782

總師 ジョージワシントン

バニヤヨークタウンにて 獨逸條約批准

1782

完全に獨逸

1783

合衆国の成立

1787

憲法會議のより

フリアンブル

憲法の成立

1789

七章より成る

アメリカの国体 共和制

人民の選挙 代表者はより改定

を行ふ

イニシャル

デモクラシー 人民の組織した政府

エキゼキテラブル 行政新イニシャル

レジスレーチブル 立法新イニシャル

ジジワレヤル 司法新イニシャル

修正憲法 アmendメント

第一ヨリ十迄 ビルオブライツ

人権法

第一章 信教 言論 刊行 集會

清教の自由 トロウ トライト ミニテナゲ

アmendメント 二二二章あり

二二二章は大統領のタイクエリメントス

一議會は二年 1753より1787議會

の初め

上院議員は一州より二人つゝ

下院は人口三千人一人の割合にて

オレゴンは四人

上院議員の資格 1787年九月迄

アメリカ市民選挙 州の住民 任期 六年

下院議員ニテオオシテセキヤリシテアメリ
カ市民選挙等サレ州ノ市民タル
ト共ニ其ノ区ノ住民

上下議員ハコング

上院議員ハセネターリス
下院議員ハハウスオブ
リプレゼンターズ
コングレスマン

上院議長ハ副大統領

別ニ上院議員の内よりフレレデント
テンポートヲ選バ現在ノ人ハブリッ
リス

下院議長ハスピーカト云ル
現在ノ議長ハジョウマーテン

上院ノ欠員ハ其ノ州ノ知事ノ任命

下院ハ其ノ州内ノ区ニシテ選バ

議会は毎年一月三日に開ク

議院議会はエニタイク

国会の権限 法律ト作ル多数決
法律ハ大統領ウシヨリニ署名ト要ス
ビートトサレタルハ両院ノ三分
ノ二ヲ替ル要ス

大統領の署名期ヲ十日(議院開会中)
署名有キハ法律ト成ル
開会後ノものはボケウビートト成ル

上院の特別権限

大統領ノスイセシセシ高官ノ拒否
條約ノ拒否

下院の特別権限

大統領ノ彈劾決定

上院ハ大審院長トヤマントイヒ
裁判ナリ税金ノ開キ

イニキスロー一職市民の選挙にうける勝た
大統領 エレクタドにあり選挙
エレクタドは上下両院議長の裁だり

大統領の選挙

その第一の月曜たつて火曜

大統領の任務

對外代表 三邦友のかんとく
国内の執行 国務の總帥 外交ライケウ
行政必要立法の提出 恒會議答を命
立法の署名特しや 官の任命

大統領の資格

由ケル迄止アキカに長任し任期四年
二期は止は成ぬ
アメリカ生まれの市民
三才の才止

副大統領 以前を令し

上院議長

同様の地位にあり決定権をもち
大統領事ニウ此れ代行

行政部の職員

十人

ステート 国務

ズーラス

ツレビウー會計

ハニフレ

デフエンス 国防

ウイルソン

ジャステス 司法

ブローネル

ホストマスター 紅毛

サンマフィンド

インテリオー 内務

マケー

アグリカルチュア 農務

ベンソン

コンマース

商務

ウーウク

レバー

労働

ターキン

エリケーショ 教育

ハビー

第一大統領

ワレントン

副

アダムス

第一議會

ニウヨーク

第二

フィデラルファイヤー

全国民の選挙をもち一人は大統領
と副大統領

大統領の選挙は十月の火曜日の
く月曜日

司法長官 ジジラレヤン

法律のガイ・ヤク・インタフクテロー

スプリムコート判事九人

バトン ブラウク クラーク

ドグラス フランクホルター ジャクソン

リード ミントン ジンソン院長

控訴院 サークトオブアペール
アメリカが全国に十ヶ所あり

地方裁判所 デストリクトコート

全国に100所ある判事は皆身

持別裁判所スプリングコート
カスロウ パタントその他

洲政府

後人増え民選

オレゴン憲法前書

正義を樹立し 秩序を維持

自由を恒久に保全せん

オレゴン洲長官

知事 パタソン 代り上院議長

洲務長官 ニューブリー

財務長官 ユーナンダー

ステート
ツレジャー

洲議會 オレゴン今は四十八議會

開會の一年がエ 第二の月曜より

カナル開く
上院三人 下院五人

任期四年 と二年

選挙人 一人は五才以上六ヶ月の洲

民にして其の函の三才の住民

被選挙人 一人は五才と一年と六ヶ月

司法院 オレゴン
大審院 判事七人 任期は六年
サケワトコート (コンソイン)
地裁裁判所 ビレストリクトコート
マルドマ郡ニハカウンティコートアリ
其他ドンスケツクコート

郡政

2/3
郡書記 カウンティクローク
郡判事 カウンティジャッジ
郡會議員 コミッショナー

アセッサー
スパーヤー
コレナー
エジケーレヨン
セクフ

マルドマ郡にはわ三人のコミッショ
ナーアルノミ外ニカウンティクローク

市政 レテラゴバメント 市ノ憲法ハキヤター

市ノ法律 はキヤターと存ふ
ホ市にはわ一人ク市長と四人のコミ
ッショナーにニ法と行政を行ふ
スーレヨン ブーダー
ウイリアム エーボ
オーマン ビン
スタンレー アーレン

此四ト市長
にニ各々
オランダニス
ヲ作ル

州スリート

郡カウニティー

市シティー

代ラプレゼンティーチブ

凶ジストリクト

選挙ポート

選挙日エレクトション

一番高ハイスト

[Faint handwritten notes in Japanese, including the word '選挙' (election) and other illegible characters.]

